

主 文

被告人を懲役2年6月に処する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

Aは、香川県弁護士会に所属する弁護士であり、Bから委任を受け、同人を訴訟当事者とする不当利得返還請求事件の民事訴訟に関して、その訴訟遂行及び弁済金品の受領等の業務に従事していたものであるが、令和5年10月4日、同民事訴訟の相手方であるCから、高松市a町b番地c株式会社D銀行E支店に開設されたAが管理する「預り口弁護士A」名義の普通預金口座に、前記事件に関して確定した部分判決に基づく支払金現金281万1236円の振込入金を受け、同支払金を前記Bのために業務上預り保管中、別表（添付省略）記載のとおり、同月20日から同年11月30日までの間、24回にわたり、前記株式会社D銀行E支店ほか4か所において、自己の用途に費消する目的で、合計228万2685円を出金又は送金して着服し、もって横領した。

(量刑の理由)

弁護士であるAは、確定申告の無申告による課税徴収を受けて以降、事務所の経費や生活費の捻出が難しくなり、他の依頼者の預り金を流用することを繰り返すようになり、Bから委任を受けていた民事訴訟の一部判決に基づく支払金を、自己の生活費や弁護士事務所の経費の支払、税の納付等に充てるために預り金口座から引き出し、横領した。Aが横領した金銭は、無断で引き出された預貯金を取り戻したものであり、Aは、職業上その被害回復を支える立場にあったにもかかわらず、その職責を顧みることなく本件犯行に及んでおり、その自己中心的な意思決定は、厳しく非難される。被害総額は、228万2685円に上り、高額

であるだけでなく、Bの信頼を大きく裏切るとともに、弁護士に対する社会的信用を失墜させた。Aの刑事責任は軽視できない。

他方、Aには次の酌むべき事情も認められる。Aは、Bに対し、預り金281万1236円全額を、弁護士報酬を差し引くことなく返還した。Aは、罪を認め、反省の態度を示した。妻の助けを借りて、事務所内の金銭管理を徹底する等、事務所の業務体制の改善を行い、現在、未返済の預り金はない。また、妻が、公判廷において、Aが弁護士業務を継続できないことを前提とした上で更生を支えていく意向を示している。Aには前科前歴がない。これらの酌むべき事情に、同種事案の量刑傾向も踏まえ、主文のとおり判決するのが相当であると判断した。

(求刑・懲役3年)

令和8年9月25日

高松地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 神 原 浩

裁判官 池 内 継 史

裁判官 上 村 日奈子